

4 m未満の道路に接する敷地の道路後退について

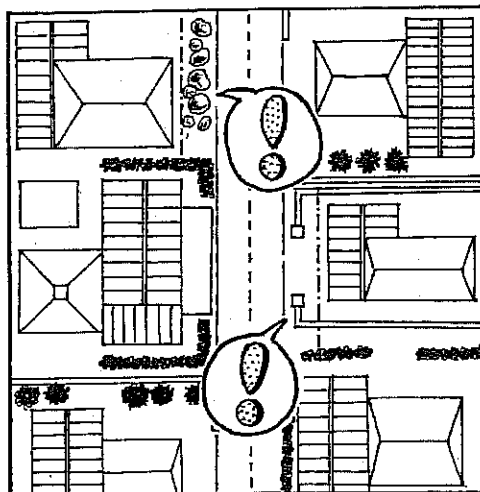
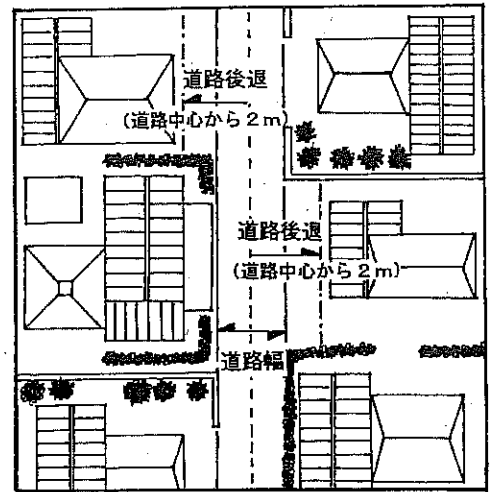
建築基準法の規定により、

幅員4m未満の道路に接している敷地の場合には、

道路中心から2m後退 することになります。

原則として、その後退部分には **建築物(塀も含む)**

をつくることはできません。



しかし・・・

家を建築するときは後退したのに、その後後退部分に塀をつくったり、石を置いてしまうことがあります。

交通の妨げになるばかりか、物によっては違反建築物になる場合があります。

公共の道路は、防災上・日常の通行など、**4 mは最低限必要**です。

住民の皆様にご協力いただくことで、将来的に全線が幅員4m以上の使いやすい道路になります。

ご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

